

国民年金についてお知らせ

国民年金はながいお付き合い

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

20歳から60歳になるまで、40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

※納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。



	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者など	ご自身で市町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員など	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦など	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔47歳で就職〕再就職により厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

花子さん：〔20歳に到達〕20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔夫が45歳で退職〕国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が47歳で再就職〕国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(退職)	47歳(就職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学 生	会 社 員	無 職	会 社 員	無 職	
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	

	20歳	29歳(結婚)			60歳
花子さん (妻)	会 社 員	専業主婦			
	第2号 (厚生年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

割引制度はご存知ですか？
国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です！

国民年金に加入している第1号被保険者（自営業・学生など）が納める保険料は月額1万5100円（平成22年度）です。送付される納付書にもとづき毎月納めに行くこともできますが、「口座振替」にしたり、まとめて納める「前納」にしたりすると、保険料が割引されます。

割引を受けるには、「現金前納」・「口座当月末納付」・「口座前納」があります。

▼月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

▼原則として、初めて口座振替で当月末納付（早割）を申し込まれた方の初回は、前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2カ月分の保険料を引落としとさせていただきます。その後は当月分（50円割引）の1カ月分の引落としとなります。

▼原則として、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は、13カ月分（3月分＋4月分）翌年3月分を、6カ月分の前納を申し込まれた方は、7カ月分（3



月分＋4月分～9月分）または（9月分＋10月分～翌年3月分）の保険料を引落しさせていただきますので、残高不足にご注意ください。

▼口座振替が開始されるまで、お申し込み後2カ月程度かかります。お申し込みは早めに。

○割引制度に関するご質問・お問い合わせは、日本年金機構幡多年金事務所までご連絡ください。

日本年金機構幡多年金事務所
☎34-16616

現金による前納	毎月分保険料 15,100円 6カ月毎月納付すると 90,600円 12カ月毎月納付すると 181,200円	6カ月前納	4月～9月分 (4月末までに納付) 89,860円 740円割引	10月～翌年3月分 (10月末までに納付) 89,860円 740円割引
	12カ月前納	4月～翌年3月分 (4月末までに納付) 177,980円 3,220円割引		
口座振替による前納	毎月分保険料 15,100円 6カ月毎月納付すると 90,600円 12カ月毎月納付すると 181,200円	早割	当月末納付 (当月末引落) 15,050円 50円割引	8月中に申請すると、10月からの6カ月前納に間に合います。
	6カ月前納 口座振替	4月～9月分 (4月末に一括引落) 89,570円 1,030円割引	10月～翌年3月分 (10月末に一括引落) 89,570円 1,030円割引	
	12カ月前納 口座振替	4月～翌年3月分 (4月末に一括引落) 177,400円 3,800円割引		来年2月中に申請してください。

付加保険料の納付もおすすめですよ！

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わりまします。付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。

付加保険料の納付のお申込みは、役場窓口またはお近くの年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

なお、付加保険料の納付は、お申込みいただいた月分からとなり、定額保険料（月額1万5100円）を納付していただくことが条件となります。

また、国民年金基金に加入されている方は、付加保険料を納付することはできません。

老齢基礎年金

▼20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）、保険料をすべて納めて満額の79万2100円（年額）を受給できます。

未納や免除の期間があるときは、次の計算式で計算した額となります。

40年加入していた場合の老齢基礎年金額

$$792,100円 \times \left[\begin{array}{l} \text{保険料納付済月数} \\ + 4 \text{ 分の } 1 \text{ 免除月数} \times 7 / 8 \\ + \text{半額免除月数} \times 6 / 8 \\ + 4 \text{ 分の } 3 \text{ 免除月数} \times 5 / 8 \\ + \text{全額免除月数} \times 1 / 2 \end{array} \right]$$

480月 (加入可能年数)

平成22年国勢調査の実施に向けて(調査員のご案内)

今年度は5年に1回の「平成22年国勢調査」の年となっています。

平成22年10月1日を基準日に実施します。国勢調査は我が国に住んでいるすべての人を対象に年齢や就労状況、世帯構成などを調査させていただき、最も基本的な統計調査です。

今回の広報では、調査員の仕事についてお知らせします。

◆調査員の仕事

国勢調査の統計調査員は総務大臣に任命される「非常勤の国家公務員」となり、任期は8月30日から10月29日の2カ月間です。

まず最初は、役場が9月初旬から中旬にかけて開催する予定の「調査員説明会」に出席し、担当する地区や業務、安全対策などの講習を受けていただきます。

講習を受けた調査員から順次、担当する調査区を回り、調査区の境界線の確認などを行います。

調査員が調査区内を回った

り、調査票をお配りする、回収するなどの調査業務を行う際には、「調査員証」と「従事者用腕章」を身につけていただきます。

9月20日から22日ごろまでに各世帯へ「国勢調査のお知らせ」のパンフレットを配っていたいただき、23日から30日にかけては各世帯すべてを訪問し、調査についての説明と協力依頼をするとともに、調査票を世帯の方にお渡しします。

10月1日から7日にかけて、各世帯を再度訪問させていただき、調査票の記入状況と提出確認、回収を行います。

その他の業務としては、調査票の提出確認状の配布や、未提出世帯への訪問、役場担当課への書類の提出などがあります。

今回の国勢調査から、個人情報やプライバシーの保護という観点から、調査票は「封入提出」となり、調査員は調査票の内容を見て知ることはできません。(記入が困難な世帯では、了解を得たうえで、調査員が聞き取りして調査票へ転記することもあります。)

「調査票の記入について」と「提出の仕方」につきまし

ては、来月号の広報で詳しくお伝えします。

皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

各区分長さんのご協力をいただき、調査員がきました。

調査員の推薦をいただきました区分長さんにつきましては、突然のお願いで本当に申し訳ありませんでした。

調査員の皆さんにつきましては、これからよろしくお願いいたします。

国勢調査はみんなで描く日本の自画像

お問い合わせ

総務課企画振興係
☎ 43-2177 (直通)



相談

日曜・遺言等公証法律相談

【日時】(毎月1回)
8月15日(日)

午前9時～午後5時

【場所】

中村公証役場

中村公証役場(四万十市中村大橋通6-3-7第一とらやビル4階)

【相談内容】

遺言、相続、金銭・不動産の貸借、離婚にともなう養育料・慰謝料・財産分与、高齢者の財産管理 など

【担当者】

高知地方法務局所属

中村公証役場公証人

○ご予約・お問い合わせ

中村公証役場

☎ 34-1728

※平日に事前に予約してください。

